

三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市弁当調達要項

1 目的

この要項は、三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市宿泊基本計画に基づき、三重とこわか国体・三重とこわか大会（以下「大会」という。）における弁当の調達について、必要な事項を定める。

2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、関係機関、団体等の協力を得て、大会参加者の弁当を調達する。

3 弁当調達計画

実行委員会は、あらかじめ必要数を把握し、弁当調達計画を策定する。

4 対象及び取扱期間

- (1) 弁当の提供は、選手、監督、競技会係員及び観察員等（以下「選手、監督等」という。）のうち弁当を希望する者並びに大会役員、競技役員、競技補助員、競技会補助員（ボランティアとして業務に従事する者をいう。）等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当取扱期間は、選手、監督等については大会開催期間、役員等については国体業務に従事する期間とする。

5 弁当調製施設の指定及び取消し

- (1) 弁当調製業者については、三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市弁当調製施設選考基準に適合した弁当調製施設から実行委員会が指定する。
- (2) 実行委員会は、前号の規定により弁当調製施設を指定するときは、三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。
- (3) 実行委員会は、指定弁当調製施設が次のアからエまでのいずれかに該当するときは、三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市弁当調製施設指定取消書（様式第2号）を交付し、その指定を取り消すことができる。
 - ア 食品衛生関係法令に基づく改善命令及び指導に対し従わないとき。
 - イ 食品衛生関係法令に基づく許可の取消し、営業の全部若しくは一部の禁止、又は期間を定めての停止処分を受けたとき。
 - ウ 弁当の調製を第三者に委託したとき。
 - エ その他実行委員会が不適当と認めたとき。

6 弁当の引換え

弁当引換所を競技会場内に設置し、衛生上の安全確保等適正な運営を行う。

7 その他

この要項に定めるもののほか、弁当の調達に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和2年10月5日から施行する。

(様式第1号)

三重とこわか国体・三重とこわか大会

名張市弁当調製施設指定書

令和 年 月 日
様

三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市実行委員会
会長 亀井 利克

三重とこわか国体・三重とこわか大会における弁当調製施設について、三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市弁当調達要項第5項第1号の規定により、下記のとおり指定します。

記

施設名	
所在地	
代表者名	
大会名	三重とこわか国体・三重とこわか大会
適用期間	三重とこわか国体・三重とこわか大会開催期間（準備期間を含む。）

(様式第2号)

三重とこわか国体・三重とこわか大会

名張市弁当調製施設指定取消書

令和 年 月 日
様

三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市実行委員会
会長 亀井利克

三重とこわか国体・三重とこわか大会名張市弁当調製施設の指定を、下記事由により取り消します。

記

指定取消事由	
--------	--